

東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト 助成金交付要綱

(制定) 平成22年5月24日付22都環公総地第114号

(改正) 平成22年9月24日付22都環公総地第449号

(改正) 平成23年9月12日付23都環公総地第545号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト実施要綱（平成22年3月31日付21環都計第687号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5の3に基づき、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト（以下「本事業」という。）における助成金の交付及び都内中小クレジットの創出に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 排出量算定ガイドライン 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（東京都環境局）
- 二 クレジット算定ガイドライン 総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン（東京都環境局）
- 三 検証機関 条例第8条の8第1項の規定により東京都知事の登録を受けた検証機関
- 四 クレジット対象設備 クレジット算定ガイドラインに定める都内中小クレジットの対象となる削減対策項目に掲げる要件に該当する設備
- 五 その他設備 第5条に規定する省エネルギー診断により提案された設備の導入に係る対策に掲げる要件に該当する省エネルギー設備のうち、前号の設備を除いたもの
- 六 クレジット発行可能期間 クレジット算定ガイドラインに定める認定基準に規定する対策を実施した年度又はその翌年度から5年度間

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる者であって、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者で、かつ、都内において中小規模事業所を所有し、又は使用し、次条第1項に定める省エネルギー設備を所有する者とする。

一 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合（以下「協業組合」という。）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合（以下「企業組合」という。）をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの（以下「特定中小企業者」という。）

ア 一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。

イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。

ウ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

二 特定中小企業者以外の資本金10億円未満の会社のうち、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの（以下「その他会社」という。）

ア 一の特定大企業（資本金10億円以上の会社をいう。以下同じ）又はその役員が、当該資本金10億円未満の会社の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。

イ 複数の特大大企業又はその役員が、当該資本金10億円未満の会社の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。

ウ 一の特大大企業の役員又は職員が、当該資本金10億円未満の会社の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

2 前項に規定する大企業及び特大大企業には、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社を含まないものとする。

3 第1項に定めるもののほか、特定中小企業者又はその他会社との契約により共同して本事業を実施しようとするリース事業者及びESCO事業者のうち、次に掲げる要件に該当するものも助成対象事業者とする。

一 第14条第1項に定める助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、第11

- 条第3項の助成金の交付決定通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)の着手の日までに、第7条に定める本事業の実施期限の日までの間継続するリース契約若しくは割賦販売の契約又はパフォーマンス契約が締結されていること。
- 二 前号に定める契約におけるリース料若しくは割賦販売価格又はサービス料について助成金に相当する金額が減額されていること。
- 三 E S C O事業者にあつては、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成17年4月25日付17環都計第22号東京都環境局都市地球環境部長決定）第3条による登録を受け、かつ、過去においてパフォーマンス契約の契約期間が1年以上であり、当該パフォーマンス契約に係る計測検証を伴う実績を有していること。

(助成対象事業等)

- 第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象事業者が都内において所有し、又は使用する中小規模事業所において、次条の要件に該当する省エネルギー診断に基づいて、都内中小クレジットの創出に貢献する省エネルギー設備（クレジット対象設備及びその他設備に限る。）を、原則として既存設備の更新対策として導入する事業とする。
- 2 本事業は、助成対象事業のほか、クレジット創出事業（助成対象事業により導入された省エネルギー設備による二酸化炭素排出削減量を検証し、都内中小クレジットを創出する事業をいう。）で構成される。

(省エネルギー診断の要件)

- 第5条 本事業における省エネルギー診断は、公社が都からの委託により実施し、又はE S C O事業者が実施する省エネルギー診断とする。

(助成対象経費)

- 第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、公社が必要かつ適切と認めたものとする。
- 一 機器費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）
- 二 工事費（工事に要する費用をいう。）
- 2 助成対象経費のうち、次に掲げる経費は助成対象としない。
- 一 土地の取得及び賃借に要する経費
- 二 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又

は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

三 中古の設備に係る経費

四 第11条第3項による交付決定の通知の日に既に発注先が決定している経費

- 3 助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達分又は助成事業者に関係する者からの調達分がある場合は、助成金交付の目的にかんがみ、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

(本事業の実施期限)

第7条 本事業の実施期限は、第22条第1項の規定による工事完了の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して6年度目の末日とする。

(助成金交付先の募集)

第8条 本助成金の交付先については、公募により募集するものとする。

(助成金の額)

第9条 助成金の交付額は、次のとおりとする。この場合において、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

一 特定中小企業者 助成対象経費の4分の3以内(7,500万円を限度とする。)

二 その他会社 助成対象経費の2分の1以内(5,000万円を限度とする。)

- 2 前項の助成対象経費のうち、その他設備の導入に係る経費については、クレジット対象設備の導入に係る経費の2分の1を上限として当該助成対象経費を算定するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書(第1号様式)並びに別表第1及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 前項において、第3条第3項に規定するリース事業者、ESCO事業者又はその双方が、特定中小企業者又はその他会社との契約により共同して本事業を実施しようとする場合は、当該共同実施者全員による共同申請とする。

- 3 第1項の申請は、1の特定中小企業者又はその他会社につき1事業所を申請の単位とし、当該同一の助成対象事業者による同一の募集期間における複数の申請は認めないものとする。ただし、当該同一の助成対象事業者が所有し、又は使用する複数の事業所を一括して、同一のESCO事業者による1つのパフォーマンス契約として本事業

業を実施しようとする場合は、当該複数事業所に関する共同申請を認めるものとする。

(助成金の交付決定)

第11条 公社は、前条第1項の規定により申請を受けた場合は、当該申請内容について書類審査及び必要に応じて行う現地調査等のほか、別に定める審査委員会に諮り、当該募集の助成枠の範囲内で助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の決定において、助成金の交付をするときは助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付のときは助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 公社は、助成金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について条件を付して、前項の通知を行うものとする。

(交付の条件)

第12条 公社は、前条第1項の規定による助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

一 第5条の省エネルギー診断においては、次の効果を見込むものであること。この場合において、ESCO事業者が実施するものにあつては、パフォーマンス契約において、次に掲げる要件を保証するものに限る。

ア 特定中小企業者の場合 省エネルギー設備の導入による年間の二酸化炭素の削減量が中小規模事業所全体の二酸化炭素の排出量の6%以上、かつ、10トン以上に換算される省エネルギー効果を見込むもの

イ その他会社の場合 省エネルギー設備の導入による年間の二酸化炭素の削減量が中小規模事業所全体の二酸化炭素の排出量の12%以上、かつ、100トン以上に換算される省エネルギー効果を見込むもの

二 前条第3項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、条例第8条の23第1項又は第2項の規定により、助成金の交付申請をした年度の規則で定める期日までに、地球温暖化対策報告書を都に提出すること（既に当該年度において当該地球温暖化対策報告書を提出している場合を除く。）。

三 助成事業者は、助成事業を実施するための工事の契約、ESCO事業者とのパフォーマンス契約又はリース事業者とのリース契約若しくは割賦販売の契約を当該工事着手契約前に締結していること。

四 助成事業者は、原則として助成金交付申請書に記載する都内中小クレジット発生量又は削減見込量を減少させるような設備の変更をしないこと。

- 五 助成事業者は、助成対象となる設備の導入にかかる経費に関して重複して本助成金以外の一切の補助金又は助成金を受給してはならないこと。
- 六 助成事業者は、前条第3項の交付決定通知の後、都が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力しなければならないこと。
- 七 第2号に定める場合のほか、助成事業者は、第7条に定める本事業の実施期限の日まで継続して、毎年7月31日までに、地球温暖化対策報告書を都に提出しなければならないこと。
- 八 助成事業者は、助成金の交付を受けた助成対象設備の導入に伴って発生する都内中小クレジットを取得する権利を都に無償で譲渡すること。
- 九 助成事業者は、前号により譲渡した権利について都に返還を求めることができないものとする。
- 十 助成事業者は、第16条又は第25条第1項の取消しがあった場合にも、取消日以前についての第8号に規定する権利の返還を都に求めることができないものとする。
- 十一 助成事業者は、都及び公社が行う都内中小クレジットの創出に必要な手続に協力し、クレジット算定ガイドラインに基づく算定年度の翌年度の7月31日までに、毎年度、別表第3に定める都内中小クレジットの創出に必要な書類等を公社に提出しなければならないものとする。
- 十二 助成事業者は、第7条に定める本事業の実施期限の日まで継続して、助成金の交付対象となった中小規模事業所において、当該事業所における二酸化炭素排出状況を把握し、更なる運用対策等を実施するなど、継続して二酸化炭素の排出量の総量削減に努めなければならないものとする。
- 十三 助成事業者は、第7条に定める本事業の実施期限の日まで継続して、都及び公社が行う本事業の効果の分析及び検証に協力し、当該検証に必要な書類の提出及び現地調査等に応じなければならないものとする。
- 十四 E S C O事業者との共同申請により本事業を実施する場合は、第7条に定める本事業の実施期限の日まで継続してパフォーマンス契約の履行を確認するための報告書等を提出しなければならないものとする。
- 2 前項第1号に掲げる省エネルギー効果の算定に当たっては、排出量算定ガイドラインに規定する単位発熱量及び排出係数を用いなければならない。

(契約等)

第13条 助成事業者は、助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、第11条第3項の助成金の交付決定通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）の実施に

当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。

(事業の開始に伴う届出)

第14条 助成事業者は、第11条第3項の交付決定通知を受領した日から速やかに、助成事業に着手しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業に着手した日から14日以内に、事業開始届(第4号様式)及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第15条 助成事業者は、第11条第1項による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第16条 公社は、助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更にあたっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第17条 助成事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第6号様式)を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受けた場合において、助成金交付申請書に記載する都内中小クレジット発生量若しくは削減見込量を減少させる変更又は助成金の交付決定の際の各設備区分ごとの決定額を増加させる変更は、原則として承認しないものとする。

3 公社は、第1項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認

するものとする。

- 4 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 5 公社は、第3項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。
- 6 公社は、第3項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第18条 助成事業者は、代表者、住所、商号等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第7号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第19条 助成事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(工事遅延等の報告)

第20条 助成事業者は、助成事業実施計画書に基づき工事等を進ちょくさせるよう努めなければならない。

- 2 助成事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができずと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第8号様式）を提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第21条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第9号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、承認する。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(工事の完了の届出)

第22条 助成事業者は、助成対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届(第10号様式)及び別表第5に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の届出は、平成24年12月28日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第23条 公社は、前条第1項の規定に基づく工事完了報告を受けた場合には、当該報告及び現地調査等により、当該助成事業の内容が第11条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に助成金確定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

2 前項の助成金の額については、配分された助成対象経費の各設備区分ごとに実支出額に助成率を乗じて得た額と、これらに対応する助成金の交付決定額(変更された場合は、変更された後の額をいう。)とのいずれか低い額の合計額とする。この場合において、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付)

第24条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の額の確定通知を受け、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第12号様式)を提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第25条 公社は、助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、第11条第1項の規定に基づく交付決定を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき。
- 四 その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 第1項の規定は、第23条第1項に規定する助成金の額の確定後においても適用するものとする。

4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第26条 公社は、助成事業者に対し、第16条又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。

3 助成事業者は、前項の規定により助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第13号様式)を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による加算金及び第28条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第27条 公社は、第25条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第28条 公社は、助成事業者に対し、第26条第1項の規定により返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第29条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以

下「取得財産等」という。)の管理及び処分(助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、第7条の本事業の実施期限の日までの間、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。
- 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が10年以上となるものを、第7条の本事業の実施期限の日以後4年以内に処分しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第14号様式)により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が、当該承認に係る取得財産等を処分した場合は、当該助成事業者に対し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定による交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを公社に返還しなければならない。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(削減対策項目の追加)

第30条 助成事業者は、助成金の交付決定の日からクレジット発行可能期間の終了の日までに、助成事業とは別に、当該助成事業を行う中小規模事業所において同ガイドラインに定める削減対策項目を追加して実施しようとする場合は、当該削減対策項目を、あらかじめ公社へ届け出なければならない。

- 2 公社は、前項の削減対策項目に係る都内中小クレジットの検証手続については、助成事業に係る都内中小クレジットの検証手続と併せて行うこととする。
- 3 助成事業者は、前項に関する費用のうち、第1項の追加実施した削減対策項目に係る応分の検証費用を負担しなければならない。
- 4 公社は、第1項の届出があった場合、速やかに都に報告するものとする。

(事業所範囲の変更)

第31条 助成事業者は、助成金の交付決定の日からクレジット発行可能期間の終了の日までに、当該助成事業を行う中小規模事業所において同ガイドラインに基づく事業所の範囲を変更しようとする場合は、その旨をあらかじめ公社へ届け出なければならない。

ない。

2 公社は、第1項の届出があった場合、速やかに都に報告するものとする。

(助成事業の経理)

第32条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項に掲げる書類を第22条第1項に規定する工事完了届を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から7年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第33条 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第34条 都及び公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(成果の公表)

第35条 公社は、助成事業の助成金の交付対象となった中小規模事業所における省エネルギー設備の導入後の二酸化炭素の排出量の削減効果等に関して継続的な分析・検証を行い、都に報告するものとする。

2 助成事業者は、都が前項の報告に基づき行う事業者名、事業所名、事業所における削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表に協力し、かつ、当該公表の内容を承諾しなければならない。

(個人情報等の取り扱い)

第36条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都及び検証機関に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第37条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成22年5月24日付22都環公総地第114号)
この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則 (平成22年9月24日付22都環公総地第449号)
この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月12日付23都環公総地第545号)
この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

	必要書類	部数
1	助成事業実施計画書（第15号様式）	
2	参考見積書（発行後3か月以内のもの）	
3	更新機器カタログ等	
4	現況を示す写真	
5	想定機器据付図	
6	機器制御フロー図	
7	助成金事業工程表	
8	商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	
9	決算報告書（直近3年分）	
10	納税証明書（直近3年分）	
11	会社事業所概要書	
12	省エネルギー診断報告書（公社によるもの）	
13	建物登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	
14	賃貸借契約書（当該事業所の所有者でない場合）	
15	地球温暖化対策報告書提出書	
16	パフォーマンス契約書案（ESCO事業者との共同申請の場合）	
17	サービス料金計算書案（ESCO事業者との共同申請の場合）	
18	リース（又は割賦販売の）契約書案（リース事業者との共同申請の場合）	
19	リース料金（又は割賦販売価格）計算書案（リース事業者との共同申請の場合）	
20	設備設置承諾書（当該事業所の所有者でない場合）（第16号様式）	
21	その他公社が必要と認める書類	

備考

- 1 個人事業者の場合は、商業登記簿謄本の代わりに開業届等とする。
- 2 協業組合又は企業組合の場合にあつては、8の商業登記簿謄本に、定款及び組合員名簿を添付すること。

別表第2（第10条関係）

	必要書類	部数
1	都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減（見込）届出書	
2	都内中小クレジット算定書	
3	都内中小クレジットに係る同意書	
4	中小規模事業所の概要と事業所範囲が分かる書類	
5	エネルギー購入伝票等	
6	既設機器の竣工図面等	
7	その他公社が必要と認める書類	

備考

- 1 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減（見込）届出書は、クレジット算定ガイドライン第1号様式による。
- 2 都内中小クレジット算定書は、クレジット算定ガイドライン第3号様式その1による。
- 3 都内中小クレジットに係る同意書は、クレジット算定ガイドライン第4号様式及び第5号様式による。
- 4 1及び2については、電子データも提出すること。
- 5 6については、クレジット算定ガイドラインに基づく認定基準に附帯条件が付されている削減対策項目に限る。

別表第3（第12条関係）

	必要書類	部数
1	都内中小クレジット算定書	
2	エネルギー購入伝票等	
3	その他公社が必要と認める書類	

別表第4（第14条関係）

	必要書類	部数
1	工事契約書	
2	工事契約見積書（3社以上）	
3	パフォーマンス契約書（ESCO事業者との共同申請の場合）	
4	リース（割賦販売の）契約書（リース事業者との共同申請の場合）	
5	工事工程表	
6	機器仕様書	
7	機器図面・据え付け図面	
8	その他公社が必要と認める書類	

別表第5（第22条関係）

	必要書類	部数
1	工事完了写真	
2	試運転結果報告	
3	更新設備竣工図	
4	その他公社が必要と認める書類	

各様式については、公社のホームページをご確認ください。

URL <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j7/j7-09.php>